

(7) 地方公営企業（特別会計事業）の健全化

ア 地方公営企業

今回、国から策定が求められている集中改革プランにおいて、対象となる公営企業については、公営企業決算統計対象事業とされており、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の適用を受けている水道事業が対象となります。

また、地方公営企業法非適用となる下水道事業についても公営企業分野として、今計画の中で策定することとされています。

この 2 つの事業に従事する職員数は、下水道事業を開始した昭和 63 年度以降は、平成 10 年度の 23 人をピークに、事業の見直しや機構改革による組織内の合理化をめざした取組の結果、平成 17 年度現在で 16 人となっております。

今後も、全職員を対象とした定員管理計画に基づいた適正な職員配置に努めていきます。

(ア) 水道事業

昭和 34 年度の水道事業の開始以来、第 1 次拡張計画に基づき、水源開発並びに配水管等の施設整備を積極的に実施した昭和 48 年度の職員数 24 人（臨時職員を含む。）から、第 2 次拡張計画による、配水管を含めた施設の耐震化を進めた昭和 56 年度には、事務合理化を徹底的に進めた結果 12 人とし、その後、業務の見直しによる委託業務の拡大などにより、平成 17 年度現在は 9 人の職員で事業を執行しています。

平成 16 年度には、水道事業の根幹となる、安全かつ安定した給水に努め、健全な事業経営の確立を目的とし、平成 26 年度を中間目標とした長泉町水道事業基本計画を策定しており、この計画に基づく取組を行うことで健全な経営環境の維持に努めていきます。

(イ) 下水道事業

職員定員や給与等の適正化については、一般会計の取組として前述した計画に盛り込んでおります。

今後は、上位計画である、狩野川流域下水道整備基本計画（平成 18 年度見直

し。見直し後の計画期間：平成 19 年度～平成 23 年度）に基づいた取組をしていきますが、常に行政コストを意識し、受益者負担の原則をより明確にした事業経営を進めるための改善策の一環として地方公営企業法の適用を含めた検討をしてきます。

(ウ) 実施計画

担当課	取組項目	内 容	実施年度
上下水道課	定員の適正管理	全職員を対象とした定員管理計画による。	継続実施
上下水道課	特別会計の健全化	特別会計を支える一般会計の財政負担を考慮し、各会計の独自収入の確保と経費節減に努め、一般会計からの繰出金の抑制に努める。	継続実施
上下水道課	運営状況、財政状況の公表	財政健全化の取組を進めていくためには、町民の理解と協力が不可欠であることから、運営状況や財政状況を分かりやすく公表することで行政としての説明責任を果たす。	継続実施
上下水道課	行政評価の利活用	事務・事業に対し、費用対効果等を検証することで効率的な行政運営をめざすとともに、住民に対する説明責任を果たす。	継続実施

イ 特別会計事業

当町の平成 17 年度当初予算額に占める 5 つの特別会計の予算額の割合は、約 37%であり、今後も高齢化の進展に伴い国民健康保険事業、老人保健事業及び介護保険事業の伸びが予想されています。

会計区分上、一般会計と特別会計に分けられていますが、同じ行政が取り組むべき事業であり、特別会計としての経営の原則である経済性と公共性の調和のもとに、自立性・主体性を高め、効率的な運営をめざすことが求められています。

また、説明責任の観点から、運営状況や財政状況などの透明性の確保に努めていきます。

(ア) 特別会計の種類等

名 称	目 的	担当課
国民健康保険事業	国民健康保険事業	福祉保険課
老人保健事業	老人保健事業	福祉保険課
介護保険事業	介護保険事業	福祉保険課
下水道事業	下水道事業	上下水道課
土地取得事業	土地取得事業	企画財政課

(イ) 実施計画

担当課	取組項目	内 容	実施年度
企画財政課 福祉保険課 上下水道課	定員の適正管理	全職員を対象とした定員管理計画による。	継続実施
企画財政課 福祉保険課 上下水道課	特別会計の健全化	特別会計を支える一般会計の財政負担を考慮し、各会計の独自収入の確保と経費節減に努め、一般会計からの繰出金の抑制に努める。	継続実施
企画財政課 福祉保険課 上下水道課	運営状況、財政状況の公表	財政健全化の取組を進めていくためには、町民の理解と協力が不可欠であることから、運営状況や財政状況を分かりやすく公表することで行政としての説明責任を果たす。	継続実施
企画財政課 福祉保険課 上下水道課	行政評価の利活用	事務・事業に対し、費用対効果等を検証することで効率的な行政運営をめざすとともに、住民に対する説明責任を果たす。	継続実施